三重県総合税システム設計、機器調達、構築、データ移行・導入、運用・保守業務における基本仕様書

令和９年●月

三重県総務部税務企画課

１　本仕様書について 1
（１）はじめに 1
（２）本仕様書の構成 2
（３）必須、提案、想定 2
２　業務概要 3
（１）契約名 3
（２）背景・経緯 3
（３）本委託業務を通じて実現をめざすもの 4
ア　信頼のおけるパートナー 4
イ　身の丈に合ったシステム 4
ウ　長期間の使用に耐えるシステム 5
（ア）仕様変更 5
（イ）仕様の標準化 5
（ウ）仕様書類や対応履歴の体系的整備 5
（４）基本要件 6
（５）業務範囲 6
（６）機能要件 6
（７）本委託業務におけるプロジェクト管理 7
（８）本委託業務の目的 7
３　履行期間（スケジュール） 8
４　履行場所 8
５　納入物品 9
（１）ハードウェア及びソフトウェア 9
（２）クラウドサービス 9
（３）ドキュメント 9
６　本県からの提供資料 9
７　支払い 10
（１）支払条件 10
（２）内訳資料の提出 10
８　機密保持 10
９　暴力団等による不当介入に対する対応 11
１０　注意事項 11
【仕様書関連資料一覧】 12

1　本仕様書について

（1）はじめに

本仕様書は、三重県総合税システムの設計、機器調達、構築、データ移行・導入及び運用・保守業務（以下、「本委託業務」という。）における基本的な要件について記載している。（以下、本仕様書を「基本仕様書」という。）

本委託業務における仕様書は、複数の仕様書に分割されているため、注意すること。詳細は、以下の「表　本委託業務における仕様書の整理」を参照すること。

仕様書名	仕様書の概要
基本仕様書（本仕様書）	・本委託業務における業務の目的や概要、基本的な要件（契約期間や履行場所、支払い等）を記載。
共通仕様書	・本委託業務で実施する各種業務、及び、各種機能に共通して関連のある要件（共通要件）を記載。
業務仕様書	・本委託業務における「設計業務」から「運用・保守業務」までの各種業務にかかる詳細な要件（業務要件）を記載。
機能仕様書	・本委託業務にて実現する必要がある各種機能等にかかる詳細な要件（機能要件）を記載。
現行システムの概要と課題	・現在利用中の三重県総合税システム（以下、「現行システム」という。）にかかる概要と課題を記載。

表　本委託業務における仕様書の整理

また、仕様書全体における本仕様書の位置付けは以下の「図　仕様書全体における本仕様書の位置付け」のとおり。

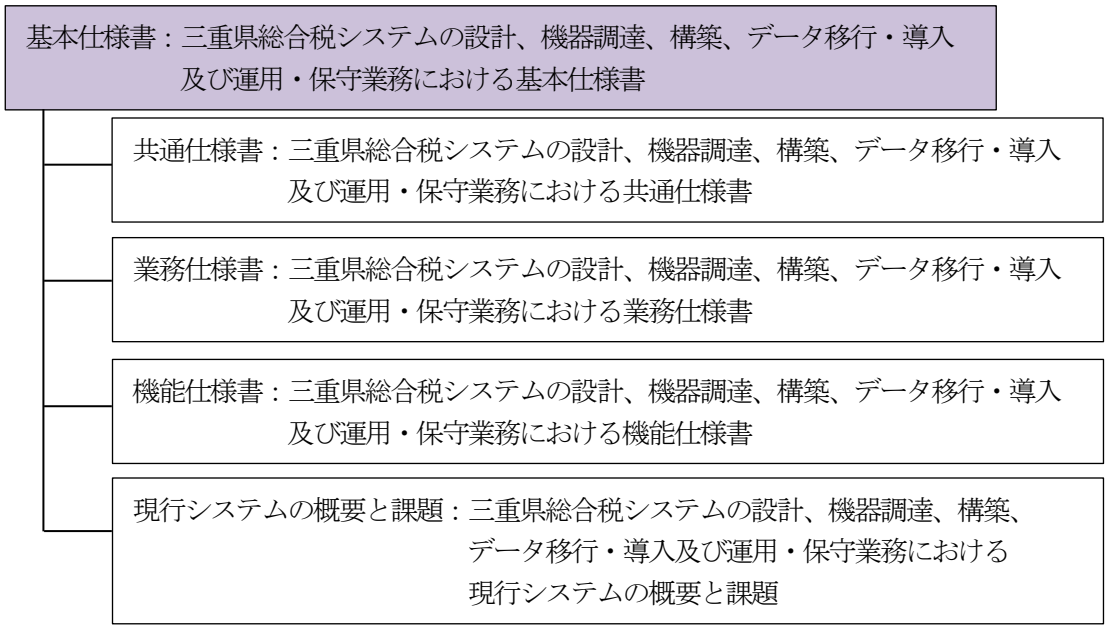

図　仕様書全体における本仕様書の位置付け

（２）本仕様書の構成

本仕様書の構成は以下のとおり。本仕様書における各種資料として、基本資料１から基本資料２を参照すること。

略称	正式名称	概要
基本仕様書（本仕様書）	三重県総合税システムの設計、機器調達、構築、データ移行・導入及び運用・保守業務における基本仕様書	本委託業務における業務の目的や概要、基本的な要件（契約期間や履行場所、支払い等）を記載
基本資料１	「必須」「提案」「想定」の具体的な記載例	本委託業務における「必須」「提案」「想定」の具体例を記載
基本資料２	履行場所一覧	本委託業務における履行場所の一覧を記載

表　本仕様書の構成

（３）必須、提案、想定

本仕様書では、各項目を「必須」「提案」「想定」に分類した形で仕様書上に記載している。必須、提案、及び、想定にかかる詳細は次の通り。なお、本文中には「必須」は記載せず（本書に記載されている要求事項は必須）、「提案」「想定」のみを記載するものとする。

分類	詳細
必須	本県が求める仕様であり記載内容通り必ず実現すること
提案	本県が受託事業者に求める提案要件であり受託事業者は必要に応じて提案を行うこと 提案項目は、文頭に【提案】を記載する
想定	本県が必須要件、提案要件に対して想定している内容であるため、必ずしも実現する必要はないが、受託事業者は提案にあたり参考にすること 想定項目は、文頭に【想定】を記載する <u>注意事項</u> ・　想定は、直上の必須要件、提案要件についての想定を記載している

表　必須、提案及び想定

※　仕様書上における、「必須」「提案」「想定」の具体的な記載例については、「基本資料１　「必須」「提案」「想定」の具体的な記載例」を参照すること。

２　業務概要

（１）契約名

契約名は、「三重県総合税システム設計、機器調達、構築、データ移行・導入、運用・保守業務契約」とする。

（２）背景・経緯

三重県（以下、「本県」という。）では、県税の賦課徴収に係る業務全般を総合的に管理、支援するためのシステムとして「三重県総合税システム」をスクラッチ開発により導入し、平成 13 年度から運用を開始した。以後、税制改正に対応するための機能改善等を随時行うとともに、およそ５年ごとにサーバ機器等の更新を行いながら、現在まで運用を継続している。

しかし、

- 現行システムの機器リース期間が終了する予定の令和 12 年 9 月末日には、メーカー終売によりこれまで利用していた UNIX サーバの購入ができないため、単純な機器更新による現行システムの継続利用ができなくなると想定されること。
- 現行システムではこれまで、度重なる税制改正への対応や、電子申告、電子納付等の新しい納税環境への対応を行うため、都度システムの改修を行い、現時点で大きな不具合は発生せず、また安定的に運用ができているものの、改修の度に少なくない経費が発生し、大きな負担になっていること。
- 地方公共団体（市町村）における基幹業務システムの標準化や、ガバメントクラウドの利用推進等、税システムをとりまく環境が大きく変化していること。

などの理由により、近い将来に現行システムの運用を継続することが困難な状況を迎えると想定されることから、総合税システムの再構築について検討を開始した。

検討を進める中で、上述の課題に加え、

- 現行システムにおける機能不足が業務効率化の妨げになっていること。
- 大規模な改修が必要な機能改善については先送りが繰り返され、今後も実施のメドが立っていないこと。
- 制度改正等への対応について、設計思想の見直しが必要であり機能改善での対応が不可能な事例があること。

など、現行システムの機能または運用面に係る課題が明らかとなり、これらを解決するため、今回の再構築では単純な基盤移行のみを行うのではなく、システム構成から機能、運用設計に至るまで抜本的な見直しが必要であると考えられた。

また、他の都道府県における税務システムの運用状況の確認、及びシステム開発事業者への聞取りを実施したところ、本県と同様にスクラッチ開発型のシステムを使用している団体がある一方で、事業者が用意したパッケージ型のシステムを使用している団体のほか、他団体との共同利用を前提としたクラウドサービスを使用している、または導入予定である団体が増加傾向にあることを確認した。

さらに、共同利用型のサービスについては、従来の業務に応じた個別の機能追加（カスタマイズ）や運用は制限されるものの、税制改正等に対する機能改善については一定規模の範囲内で基本サービスに含まれており、追加の改修費用なくサービスの提供を受けることができるといったメリットがあることも確認した。

こうした次期システムをとりまく市場動向をふまえ、本県の団体規模に応じたシステムに必要な機能・性能について慎重に検討を重ねたうえで次期システムの調達仕様書を以下のとおり作成し、これに基づいて三重県総合税システム全体の再構築を行うこととした。

なお、次期システムは引き続き本県における県税業務の根幹を担うシステムとなり、長期間（10 年以上を想定）に渡り利用する予定であるため、その調達方法として、価格だけでなく、システムの機能等についても評価を行う総合評価方式を採用した一般競争入札による調達を行うこととした。

【参考】再構築の検討にあたっては、令和 7 年 1 月 14 日公開の「三重県総合税システムの再構築にかかる情報提供依頼（RFI）https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/m0037200062.htm 」、及び、令和 7 年 9 月 8 日公開の「三重県総合税システムの再構築にかかる情報提供依頼（RFI）（令和 7 年 9 月実施）https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/m0037200075.htm」による情報収集の他、「三重県総合税システム再構築に係る調査・検討支援業務委託」（令和 7 年 6 月 6 日付け契約締結）により、現行システムにかかる業務分析、課題の把握、次期システムにかかる情報収集等を実施した。

（3）本委託業務を通じて実現をめざすもの

本委託業務の実施を通じて、本県が実現をめざす次期システム導入や運用に係る理想像は以下のとおりである。

ア　信頼のおけるパートナー

本委託業務においては「（2）背景・経緯」で述べた背景・経緯から総合税システムの再構築を行うものであるが、現行の運用上の課題解決をめざすうえで、システムで処理する業務の簡素化を図る観点から、現行の業務手順の変更が求められるケースが少なからず発生することを想定している。

次期システムの導入に係る移行期間においては、関連法規の改正や業務手順書の作成、組織体制・人員配置の変更といった再構築に固有の業務が発生し、また次期システムの稼働後は、新たな手順で滞りなく業務サイクルを回していく必要がある。

これらの新たな業務に対しては、県税組織が一丸となって着実・丁寧に対応していくのみであるが、県側での解決が難航するケースも予想されるため、本委託業務の受託事業者には業務分担を明確にしたうえで、随時相談に応じていただけるような、互いに信頼のおける関係を構築することのできるパートナーとしての役割を期待している。

イ　身の丈に合ったシステム

県税業務においては、納税者の信頼を基盤とした公平公正な賦課徴収を行う必要があり、一つひとつの事務を正確かつ遅滞なく処理することが求められる。

一方で、官公庁における人事異動の特性上、専門的な税務知識・経験を有する職員を多く確保することが難しく、組織としての専門性の維持及び知識・ノウハウの継承が課題となっており、次期システムには本県が課題と考えている業務の負担軽減につながる機能や仕組みを望んでいる。

また、システムの維持管理や仕様変更にあたっては安定稼働を確保して実施することが前提となるため、開発事業者との特命随意契約により実施せざるを得ない状況にあるが、昨今の人件費高騰や円安進行により契約金額が高止まりの状態にある中で、所要工数を適正に見積もることが求められる。

求められる事務レベルを超えた機能の搭載に無制限に費用をかけることはできないため、必要十分な機能を備えたシステムについて、予算規模としても身の丈に合った調達を行いたいと考えている。

ウ　長期間の使用に耐えるシステム

次期システムについては、現行システムと同様、長期間にわたり使用することを想定しているため、以下に例示するように、環境の変化に柔軟に対応できることが望ましいと考えている。

（ア）仕様変更

税システムは、毎年の税制改正のほか、電子申告や電子納税など外部システムとの連携に対応する必要があり、大小さまざまな規模の仕様変更をその都度実施する必要がある。

現行システムでは、事業者と職員とで要件を協議のうえ仕様変更を実施しており、本県の実情に応じたきめ細かな対応が可能となっている反面、協議の時点で予期しておらず対応ができていない事例や、予算上の制約から改修を見送った事例も多くあり、今後も制度とシステム機能との乖離が拡大しないよう、できる限り迅速に対応することが求められる。

（イ）仕様の標準化

地方公共団体の基幹業務システムの標準化において、税務システム標準仕様書が取りまとめられ、特に市町村税についてはシステム要件の標準化が図られているところである。都道府県税については標準化の対象とはなっていないものの、市町村の税務システムとのデータ連携や、今後のシステム更改に伴うデータ移行を見越して、データセット等を標準仕様に合わせていくことが求められる。

（ウ）仕様書類や対応履歴の体系的整備

システム運用においては、業務の属人化を防ぎ、安定運用と持続的改善を図るため、設計書や運用マニュアルのほか、維持管理上のオペレーター対応記録等をドキュメントとして体系的に整備し、組織内で共有する必要がある。長期間の運用を見越した場合、開発・導入時の担当者が引き続き在籍している可能性が低く、業務を安定して継続していくために、こうしたドキュメントを正確に記録し、整理することが求められる。

【提案】次期システムの導入等を通じて、受託事業者が考える本委託業務の理想像について、提案を行うこと。提案にあたっては、次期システムの設計思想及び運用方針の他、本県が実現をめざす次期システム導入や運用に係る理想像である、「信頼のおけるパートナー」「身の丈に合ったシステム」「長期間の使用に耐えるシステム」等の実現可能性等についても記載すること。

【基本提案依頼項目 01】受託事業者が考える本委託業務の理想像

（4）基本要件

次期システムを構築する際、根拠となる法令や条例、想定している利用組織や利用人数、利用端末数等の基本要件については、「共通仕様書　2　次期システムの基本要件」を参照すること。

（5）業務範囲

本委託業務における業務範囲は以下のとおり。なお、それぞれの業務にかかる詳細については、「共通仕様書」「業務仕様書」を参照すること。

業務名	業務内容
設計	・現行システム等にかかる調査業務を実施したうえで、本委託業務の目的を達成することが可能な次期システムにかかる各種設計業務を実施する。
構築（開発）	・設計業務の内容に従い、次期システムの構築業務を実施する。必要に応じてシステム開発業務についても実施する。
機器等調達	・次期システムを構築するために必要となるハードウェア・ソフトウェア、及び、各種サービスを調達する。
データ移行・研修・導入	・現行システムから次期システムへのデータ移行業務や研修業務を行うとともに、次期システムの導入業務（現行システムから次期システムへの切替）を実施する。
運用・保守	・次期システムを安定的に稼働させるための運用・保守業務を実施する。

表　業務概要

（6）機能要件

本県における県税業務全般を総合的に管理、支援するため、本委託業務において構築する次期システムにて、相手方管理、各税目における申請・届出受付、申告課税・賦課徴収処理、収納、滞納整理、通知・発送等の各機能を構築する必要がある。これらの機能一覧については、以下のとおり。なお、それぞれの機能の詳細については「機能仕様書」を、機能の裏付けとなる現行システムの概要や課題については「現行システムの概要と課題」を参照すること。

機能名	機能概要
共通機能	・あて名管理、収納管理、滞納整理、返戻文書、帳票印刷、運用管理

取扱い税目	【法定税目】 個人県民税（均等割・所得割）、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人県民税（均等割・法人税割）、個人事業税、法人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、鉱区税、県固定資産税、狩猟税、地方消費税 【法定外税目】 産業廃棄物税 【超過課税】 みえ森と緑の県民税 【その他関係する国税】 特別法人事業税、地方譲与税、森林環境税
外部連携	・eLTAX（地方税ポータルシステム）、マルチペイメントネットワーク収納情報、コンビニ・スマートフォンアプリ収納情報、指定金融機関収納情報・還付依頼情報、金融機関口座振替依頼・結果情報、自動車・軽自動車 OSS、自動車税納付確認システム（JNKS）、J-LIS（地方公共団体システム機構）が運用する各業務システム、登記情報連携システム、三重県財務会計システム、国税連携システム、帳票印刷の外部委託

表　機能概要

（7）本委託業務におけるプロジェクト管理

本委託業務を計画的、かつ、着実に実施するため、プロジェクト体制の確保や業務計画書の策定、進捗管理や品質管理、変更管理の方針等を策定したうえで、プロジェクト管理を行う必要がある。

プロジェクト管理に関する要件の詳細については、「共通仕様書　3　本委託業務におけるプロジェクト管理に関する要件」を参照すること。

（8）本委託業務の目的

次期システムの設計、機器調達、構築、データ移行・導入等の各種業務を実施するとともに、必要となる運用・保守業務を実施し、安定的にシステムを稼働させることを通じて、現行システムにて、これまで発生していた各種課題を解決するとともに、これまで以上に効率的・効果的な税務関連業務が遂行できるようにすることを、本委託業務の目的とする。

３　履行期間（スケジュール）

本委託業務における履行期間（スケジュール）の想定は、以下のとおり。

「図　履行期間（スケジュール）」における各期間の始期については、本県側の体制が対応できる場合に限り、前倒しを可とする。

各期間の終期については、令和 12 年 9 月末日までに次期システムへ確実に移行を行うための期限のため、原則として後ろ倒しを認めないため、注意すること。

本県側の体制については、「共通仕様書　３　本委託業務におけるプロジェクト管理に関する要件（４）本県側の体制」を参照すること。

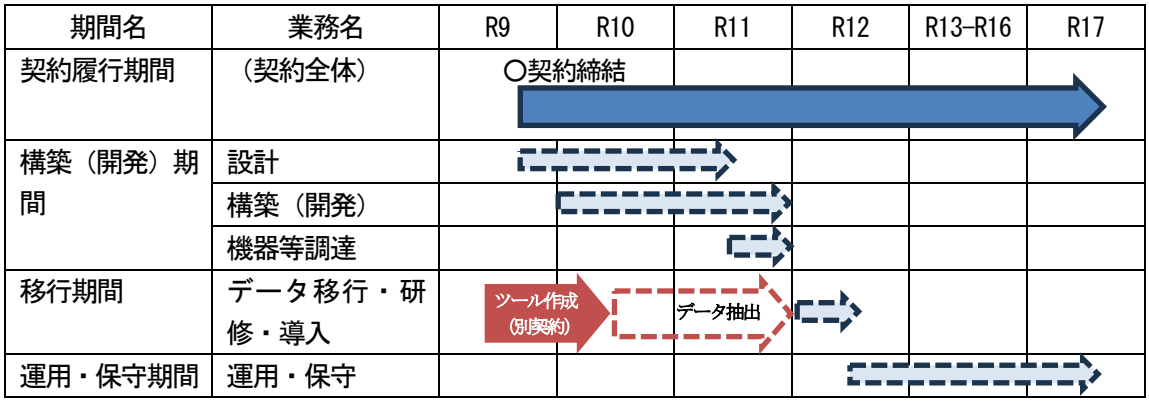

図　履行期間（スケジュール）

期間名	詳細
契約履行期間	・契約の締結日から令和 17 年 9 月 30 日までとする。
構築（開発）期間	・契約の締結日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。 ・構築期間において、各種設計、必要な機器やサービスの調達、構築作業、各種試験等を完了すること。
移行期間	・令和 12 年 4 月から令和 12 年 9 月 30 日までとする。 ・移行期間内に、必要な移行作業等を行うとともに、導入業務を行うこと。
運用・保守期間	・令和 12 年 10 月 1 日から令和 17 年 9 月 30 日までとする。

表　履行期間（スケジュール）

４　履行場所

本委託業務の履行場所は、三重県本庁舎、吉田山会館、合同ビル、各県税事務所、自動車税事務所、本県が別途調達しているデータセンター（津市内）、受託事業者が別途用意するデータセンター、及び、リモート運用・保守拠点とする。履行場所の詳細については、「基本資料２　履行場所一覧」を参照すること。

本県が別途調達しているデータセンター、受託事業者が別途用意するデータセンター、及び、リモート運用・保守拠点にかかる要件については、「共通仕様書　５　データセンター等にかかる要件」を参照すること。

５　納入物品

本委託業務の目的と達成するために必要となる納入物品として、ハードウェア及びソフトウェア等の納品、クラウドサービスの提供、ドキュメントの納品を行うこと。

（１）ハードウェア及びソフトウェア

本県が別途調達するハードウェア及びソフトウェアを除き、本委託業務にて必要となる全てのハードウェア及びソフトウェアを調達し、納品すること。

ハードウェア及びソフトウェアにかかる詳細要件については、「共通仕様書　６　ハードウェア及びソフトウェアに関する要件」を参照すること。

（２）クラウドサービス

本県が別途調達するクラウドサービスを除き、本委託業務にて必要となる全てのクラウドサービスを調達し、調達したクラウドサービスを通じて、各種サービスを提供すること。

クラウドサービスにかかる詳細要件については、「共通仕様書　７　クラウドサービスに関する要件」を参照すること。

（３）ドキュメント

受託事業者は本委託業務を実施するうえで、必要となる全てのドキュメントについて、本県に納品すること。

納品方法は、原則として電子媒体１部とするが、重要なものについては、紙面でも１部を納品すること。なお、電子媒体のファイル形式については、本県と事前に協議を行い、決定すること。

ドキュメントの詳細は「共通仕様書　８　ドキュメント」を参照すること。

６　本県からの提供資料

現行システムに関する構成や、公開情報等については、「現行システムの概要と課題」の他、以下の資料を参照すること。

- 三重県総合税システムの再構築にかかる情報提供依頼（RFI）にて公表済みの資料
- 三重県総合税システムの再構築にかかる情報提供依頼（RFI）（令和７年９月実施）にて公表済みの資料

これらの資料で提供されていないハードウェア・ソフトウェア構成にかかる監視・運用・保守にかかる情報、業務マニュアル（事務取扱要領、電算事務処理要領等）等の詳細情報については、競争入札参加資格確認申請により有資格者であることが確認され、守秘義務に関する誓約書を提出した者に対して開示することが可能である。

また、本委託業務の契約締結後は、現行システムにかかる全ての設計書等を提供可能であるため、必要に応じて参照すること。

７　支払い

（１）支払条件

本委託業務における費用の内、構築期間、移行期間にかかる費用については、年度毎に当該年度に実施した業務にかかる検収を実施したうえで、当該年度分の費用を支払うこととする。

運用期間にかかる費用については、月毎の運用・保守業務にかかる検収を実施したうえで、当該月分の費用を支払うこととする。

消費税法が改正された場合は、当該期間の費用について改正後の税率を適用する。

各年度の支払額（税抜き額）は、以下の割合を目安とし契約時に協議するものとする。各年度の割合は、契約総額から消費税及び地方消費税額に相当する金額を減じた金額（税抜き額）を基準として算出する。

- 令和 9 年度　5.0%
- 令和 10 年度　15.0%
- 令和 11 年度　20.0%
- 令和 12 年度　15.0%
- 令和 13 年度　10.0%
- 令和 14 年度　10.0%
- 令和 15 年度　10.0%
- 令和 16 年度　10.0%
- 令和 17 年度　5.0%

各年度の割合は未定です。
公告時に明らかにする予定です。

（２）内訳資料の提出

上記支払条件を踏まえて、契約締結後、速やかに、契約額の各年度における内訳資料（税抜き金額を明記すること）を作成し提出すること。

８　機密保持

本委託業務は、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）を遵守して行うこと。当該ポリシーに抵触する行為又は事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、本県に報告を行い、本県の指示のもと速やかに対応すること。

業務遂行上知り得た個人情報、本県及び接続団体に関するすべての機密事項について、本委託業務のみに利用するものとし、契約期間中又は契約終了後を問わずに第三者に漏えいしないこと。

それぞれの契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、契約書別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

９　暴力団等による不当介入に対する対応

（１）受託事業者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　委託者に報告すること。

エ　業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

（２）受託事業者が（１）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第７条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

１０　注意事項

本委託業務において、契約書、仕様書の他、受託事業者から提案された内容について、受託事業者が責任を持って実現すること。

本委託業務について、契約書、及び、仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。

受託事業者は、運用開始までの作業スケジュールを本県と協議の上、決定すること。

本仕様書に記載されている全ての業務に対し、いかなるケースにおいても本県に対し、別途費用を請求することはできない。ただし、本県の要求仕様変更による追加費用については別途協議を行うこととする。

本仕様書に定めのない事項が発生した場合、及び、疑義が発生した場合は、本県と協議の上、定めるものとする。

【仕様書関連資料一覧】

種別	略称	正式名称
仕様書	基本仕様書	三重県総合税システムの設計、機器調達、構築、データ移行・導入及び運用・保守業務における基本仕様書（本仕様書）
	共通仕様書	三重県総合税システムの設計、機器調達、構築、データ移行・導入及び運用・保守業務における共通仕様書
	業務仕様書	三重県総合税システムの設計、機器調達、構築、データ移行・導入及び運用・保守業務における業務仕様書
	機能仕様書	三重県総合税システムの設計、機器調達、構築、データ移行・導入及び運用・保守業務における機能仕様書
	現行システムの概要と課題	三重県総合税システムの設計、機器調達、構築、データ移行・導入及び運用・保守業務における現行システムの概要と課題
基本仕様書関連資料	基本資料１	「必須」「提案」「想定」の具体的な記載例
	基本資料２	履行場所一覧
共通仕様書関連資料	共通資料１－１	三重県総合税システムの再構築にかかる税務端末とその他機器賃貸借及び保守業務 仕様書（案）
	共通資料１－２	三重県総合税システムの再構築にかかるプリンタ賃貸借及び保守業務 仕様書（案）
	共通資料２	三重県総合税システムにかかるデータ抽出ツール作成業務委託契約 仕様書（案）
	共通資料３	統合サーバの利用について
	共通資料４	リモート保守環境の利用について
業務仕様書関連資料	業務資料１	業務一覧
	業務資料２	三重県総合税システムにかかるサービスレベル（案）
	業務資料３	三重県総合税システムにかかる常駐 SE 業務委託仕様書（案）
機能仕様書関連資料	機能資料１	機能一覧（１）機能要件
	機能資料２	機能一覧（２）非機能要件
	機能資料３	機能要件における提案依頼項目の詳細
	機能資料４	機能要件における提案依頼項目関連業務フロー
現行システムの概要と課題関連資料	現シ資料１	現行システム JOB フロー（法人調定）【抜粋】
	現シ資料２	現行システムプログラム仕様定義（法人調定データ抽出）【抜粋】
	現シ資料３	三重県総合税システム維持管理業務委託　仕様書
	現シ資料４	税目単位等の業務概要と課題（懸案事項）

	現シ資料５	税目単位等のスケジュール
	現シ資料６	現行システムの機能一覧
	現シ資料７	現行システムの帳票一覧
	現シ資料８	現行システムのデータ連携一覧
	現シ資料９	現行システム運用保守業務一覧
	現シ資料１０	データ修正・抽出定例案件一覧